

## 松本市有林J-クレジット共同創出事業に関する協定書（案）

松本市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、松本市有林J-クレジット共同創出事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、松本市有林における森林由来のJ-クレジットの創出及び創出したJ-クレジットの販売（又は買取）を目的とし、甲及び乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

(1) 甲の役割

森林に関する必要な情報の提供、森林経営計画策定、森林の整備実施及び管理

(2) 乙の役割

J-クレジット創出に係るプロジェクト計画書の作成・登録、CO<sub>2</sub>吸収量の認証手続き、クレジットの販売（又は買取）

（実施の条件）

第3条 乙は本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、書面にて甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（費用負担）

第4条 第2条に定める役割を遂行するために必要な費用は各自で負担するものとする。なお、J-クレジット制度の審査費用は乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、乙は、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴う乙とクレジット創出者等、又は、乙とクレジット購入希望者とのトラブルについては、乙が適切に対処しなければならない。

（損害賠償等）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、クレジット創出者又はクレジット購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第7条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、協議のうえで内容を変更することができる。

(1) 天災その他甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により事業の実行に支障が生じた場合

(2) 前号に規定する場合の他、甲乙で協議し、必要と認められる場合

（協定の解除）

第8条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本協定の全部又

は一部を解除することができるものとする。

(1) 本協定に違反した場合

(2) 事業実施に関して著しく不当な行為を行ったことが判明した場合

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由を原因としてこの協定を解除した場合において、相手方に損害を与えたときは、甲又は乙はその損害を賠償しなければならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から令和17年3月31日までとする。

2 本事業の実績等を勘案し、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定と同一条件で1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の処理)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 松本市長 臥雲 義尚

乙